

---

# 会 議 資 料

---

令和7年度 第2回社会福祉審議会障害者福祉専門部会

日時:令和 8 年2月20日(金)10:00~

場所:えにあす 2 階 8-2、8-3 会議室



## (1)障がい福祉施策における重点事項について

---

### ①農福連携事業について



### 令和7年度 農福連携 年間スケジュール

月	項目			催し物		
	農福連携の実践	普及イベント	発行物			
4月	農福連携（農家×事業所）	農福連携マッチング（相談に応じて随時）	普及イベント企画 実施 収穫体験会 研修会等を想定）			
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月					事例集追加素材収集	農福連携研修会
2月					事例集編集	農福連携ネットワーク会議
3月					発行	



# 恵庭市農福連携成功事例集 (作業工程マニュアル)

未定稿

## 令和7年度追加版



令和8年3月

恵庭市農福連携による障がい者等就労促進ネットワーク  
(恵庭市農福連携ネットワーク)

恵 庭 市

# 令和7年度追加版の発行にあたって

恵庭市では、この「恵庭市農福連携成功事例集」（以下、事例集）を平成30年度に初版を発行しています。この初版で掲載した事例は、ピーマンの定植や小松菜の収穫など13事例でした。それが、令和元年度版では22事例、令和2年度版では29事例と徐々に掲載事例が増えてきました。また、令和3年度からは、追加版として新たな事例を追加して、合計41事例を掲載するまでに至りました。

これはひとえに、農業関係者、福祉関係者がそれぞれの取組みを継続してきたことによって、恵庭市での農福連携が推進されてきたものと考えられます。

この度の令和7年度追加版では、新たに確認できた2事例を掲載しています。

これまでの事例集と合わせてご覧いただき、地域における農福連携の取組みの際にご活用くだされば幸いです。

## 目次

### 農福連携型（通い型）

進化した苗箱洗い	2
根切りネットの片づけ	4

# 苗箱洗い (専用洗浄機導入)



パターン1【通い型】



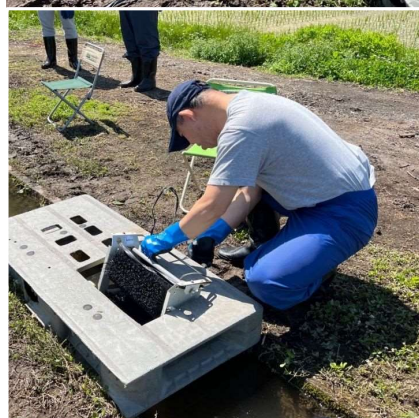
ファームこでら×ぐろーあっぷベースやまびこ事例

田植えと平行して行う後片付け作業。苗箱は土が乾く前に用水路で洗い落とし、破損したものを除き20枚ごとに紐で結び、横にして水切りする。利用者2名で1人当たり2時間程度で洗い終える。箱を結ぶのが少し難しいため職員が手助けを行う。

これまでは中腰となり、用水路で直接洗い落としていたため体力的に大変だったが、専用の洗浄機を導入したことで、少ない労力でより効率的な洗浄が可能となった。晴天の日は、適宜休憩を取りながら、水に触れて気持ち良く作業を行っていた。



↑こちらから  
動画がみられます



あらかじめ専用の洗浄機のサイズに合わせて切り抜いたパレットに洗浄機をセットする

↑以前は用水路で直接手洗いをしていた。



用水路の水を使って、専用の洗浄機で苗箱を洗う



凸部が同一になるように重ねる



20枚1束となるようにする



紐で結び水がきれるように横にしておく



3～4段程度に積み上げる



## 作業分析

- 区分 歩合
- 工賃 100円/束

- 作業時期 5月下旬
- 難易度 やさしい
- 障がい種別 知的・精神
- ★箱を結ぶのがむずかしい

## 作業時期



1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

※作業分析は令和7年度時点の参考情報であり類似作業の基準となるものではありません。

# 根切りネットの片づけ



パターン1 【通い型】



ファームこでら×ぐるーあっぷベースやまびこ事例

田植え前のイネの苗を育てる際に苗箱の下に敷く根切りネットの片づけを行います。ネットを乾燥させてから、ネットに付着した草や土などをほうきや手を使って落とし、キレイにする。1本の片づけで2時間程度の作業となる。

当初は地面に広げたネットから草や土などを除去していたが、ハウスのビニールを巻き取るロールに巻き付けて、空中で作業を行うことで、効率的かつ多くの方が携わることが可能となった。



↑こちらから  
動画がみられます



ネットに絡まった草の根を取るのは一苦労ですが、器具や知恵を使ってより効率的に作業を行います。



ネットを広げて付着した草を手やほうきを使って取ります。



手を伸ばしてエイヤー！



草を取っては巻き取る作業を繰り返します。



ハウスのビニールを巻き取る器具を使ってキレイに巻き取ります。



作業が終わったネットを納品します。



### 作業分析

- 区分 歩合
- 工賃 3,000円/本

- 作業時期 6月下旬
- 難易度 普通
- 障がい種別 知的・精神
- ★ネットを破らないよう注意。判断力が必要。

### 作業時期



1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

※作業分析は令和7年度時点の参考情報であり類似作業の基準となるものではありません。



平成31年3月 初版発行  
令和2年3月 改訂版発行  
令和3年3月 改訂版発行  
令和4年3月 追加版発行  
令和5年3月 追加版発行  
令和6年3月 追加版発行  
令和7年3月 追加版発行  
令和8年3月 追加版発行

**恵庭市農福連携成功事例集  
令和7年度追加版**

発行 恵庭市農福連携による障がい者等就労促進ネットワーク  
(恵庭市農福連携ネットワーク)  
編集 恵庭農福連携ネットワーク事務局  
恵庭市 保健福祉部 障がい福祉課  
〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地  
TEL : 0123-33-3131 (内線1215)  
FAX : 0123-33-3137

## 令和7年度 第1回恵庭市農福連携収穫体験会 概要報告書

日時：令和7年9月22日(月) 10:00~11:00

会場：道央農業振興公社 圃場

参加者：就労継続支援B型事業所 WAKUWAKU 7名(職員4名、利用者3名)

### 2. 作業体験

【ビニールハウスにてきゅうりの収穫】



道央農業振興公社担当者より、きゅうりの育て方や収穫の方法等を説明していただき、ハウス入場。

収穫適期（長さ19~22cm、重さ80~110g）の見本を確認しながら収穫を行った。



【公社にて、農福連携における各作物の作業内容等を説明】



近郊の作物について、農福連携の別の作業内容を具体的に説明。ピーマンやなす、トマト、きゅうり、エンドウ、インゲン等で、作業の多くは、収穫やへた切り、選別等で除草に携わることもあると。参加者から、「いろいろな野菜を収穫してみたい」「種まきをしたい」との感想をいただいた。

## 令和7年度 第2回恵庭市農福連携収穫体験会 概要報告書

日時：令和7年9月30日（火）10:00～11:20

会場：道央農業振興公社 圃場

参加者：就労支援事業所恵庭（施設長1名）

### 1. 道央農業振興公社担当者より、

近郊の農業を取り巻く状況及び農福連携に関する活動等について説明。

道央農業振興公社では、新規就農対策として、公社新規就農研修を実施しており、農地や販売ルートを探す支援等、幅広く就農に向けた準備を行っている。

また、農福連携の取組状況を共有した。

### 2. 圃場見学

【ビニールハウス・管理システムハウスの見学】

年間を通じた作付時期や順番、作業内容等の説明を受けた。



### 3. 総括

事業所の利用者の体験会参加に先行して、施設長さんに参加いただいた。

時期的にも収穫体験は叶わなかったが、今後本格的に農福連携を取り入れたいとの状況で、作業所内で可能な農福連携の活動方法等理解を深める機会となった。

収穫体験会は暑い時期とも重なるため、今回のようにまず職員の方に、農福連携を知ってもらう取組みとしても有用と思われる。

# 令和7年度 恵庭市農福連携研修会 結果概要

日時：令和7年12月8日（水）14：00～15：30

会場：市民会館 大会議室

1. 挨拶 恵庭市保健福祉部障がい福祉課長 佐藤 和彦

2. 研修

テーマ「障がい者と農業について～農福連携の取り組み～」

【実践報告】

当事者

就労継続支援 A 型事業所「楽楽物語」所属の実践者 2名

【基調講演】

ホクレン農業協同組合連合会 農業総合研究所 作物生産研究部  
課長 中村 匡晴 氏



研修の様子

3. 質疑応答（実践報告）

① 質問：複数の請負作業がある場合、利用者の意見を反映して決めるのか。

→回答：開始前のアセスメントと実際に開始してから、本人に聞き取りしている。  
時間をかけてゆっくり指導しながら、就労している。

② 質問：熱中症対策について

回答：ホクレン長沼研究農場では、随時休憩や水分補給が可能。缶詰工場等常時  
ラインが稼働しているところは自由に休めないため、ラベル交換等機械の調整の  
合間に涼んでいた。

4. 閉会



実践報告

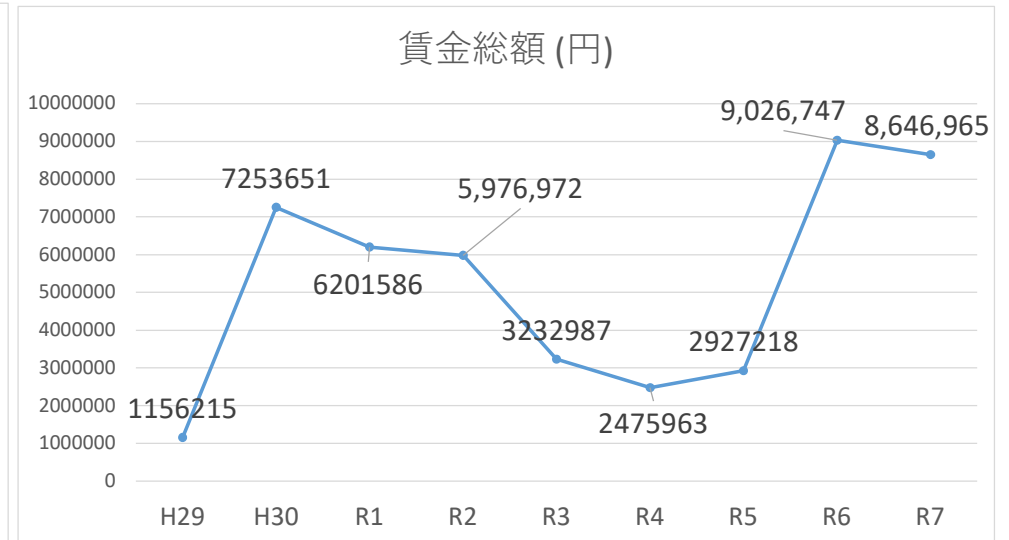
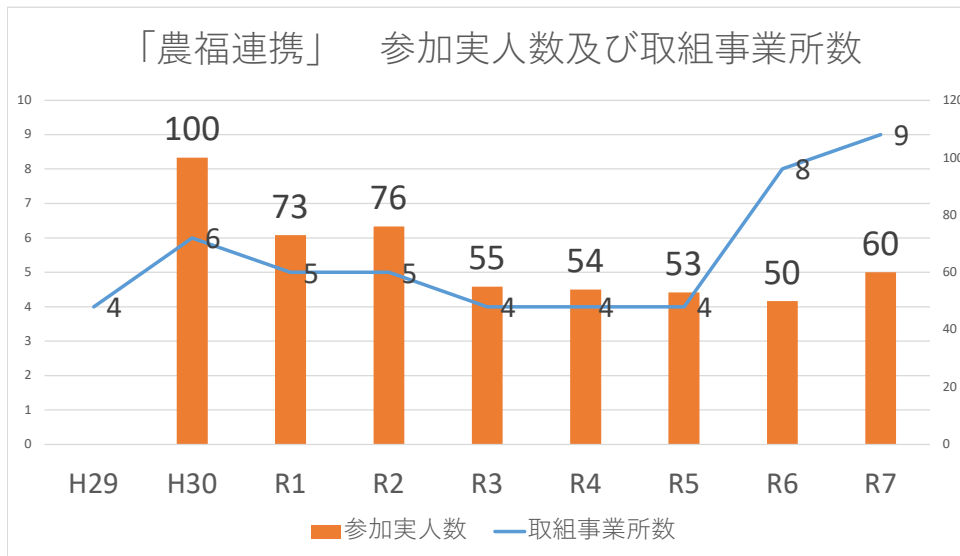


基調講演

## 農福連携取組状況調査 集計表

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
取組事業所数	4事業所	6事業所	5事業所	5事業所	4事業所	4事業所	4事業所	8事業所	9事業所
参加のべ人数	987人	3,407人	4,546人	5,078人	3,248人	2,506人	2,516人	5,341人	3,576人※
参加実人数		100人	73人	76人	55人	54人	53人	50人	60人※
賃金総額	1,156,215円	7,253,651円	6,201,586円	5,976,972円	3,232,987円	2,475,963円	2,927,218円	9,026,747円	8,646,965円※

※集計中のため8事業所の計



## (2)障がい福祉施策における重点事項について

---

- ②恵庭市手話言語条例による施策を推進するための  
具体的取組について



令和7年度 恵庭市手話言語条例による施策を推進するための具体的取組 年間スケジュール

月	手話に対する理解の促進 及び手話の普及 (条例第7条第1項第1号)	手話による意思の疎通及び 情報の取得をしやすい環境づくり (条例第7条第1項第2号)	手話通訳者の確保、養成等 (条例第7条第1項第3号)
4月			・専任手話通訳者の設置(通年) ・4月25日手話通訳者要約筆記者合同会議①
5月		・5月28日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議① (恵庭市) ・5月12日千歳聴力障害者協会との懇談会	
6月			
7月	・7月5日 心身障がい者交流事業 (ともにわ)における手話体験	・7月16日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議② (千歳)	・7月24日 手話通訳者連絡会議② 要約筆記者連絡会議② 登録者研修会①
8月			
9月	・9月23日 手話言語の国際デー 広報紙等を利用した啓発活動 ・9月6日 えいわん産業祭 における手話体験	・9月17日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議③ (石狩)	
10月			10月16日・17日 全道ろうあ者相談員・専任手話通訳者研修会
11月		・11月19日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議④ (札幌)	
12月		・12月16日 消防職員向け救急要請対応手話講習	
1月	・1月30日 恵庭市地域自立支援協議会 地域つながり障がい理解促進部会 にて把握・評価を実施	・1月21日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議⑤ (北広島)	
2月			2月6日 手話通訳者連絡会議③ 要約筆記者連絡会議③ 登録者研修会② 手話奉仕員養成講師研修会受講者に対する助成
3月	・「恵庭市手話言語条例」制定に伴う 職員アンケートの実施	・3月18日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議⑥ (江別)	手話通訳者養成講座受講者に対する助成 登録手話通訳者推薦審査

バリエーションの多様な手話の版を含むを活用した啓発活動の実施 随時

出前講座 一般向けの実施 随時

出前講座 学校向けの実施 随時

市職員向け手話講座の実施

手話通訳者の派遣事業の実施 随時

手話奉仕員養成講座  
中級講座)の実施

頸肩師健診の受診機会の提供

令和2～7年度恵庭市手話言語条例（令和元年10月10日制定）による  
施策の推進するための具体的取り組み(実績報告)

1. 手話に対する理解の促進及び手話の普及に努めます（条例第7条第1項第1号）

事業名	R2	R3	R4	R5	R6	R7	備考
広報誌、ホームページ、facebook等を活用した啓発活動の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	9月23日の手話言語国際デーに合わせて広報9月号・facebookに記事を掲載、窓口にブルーライト設置
パンフレット等を活用した啓発活動の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	出前講座、イベント（9月6日えにわん産業祭）で配布
全市民向けイベントの実施	実施	-	-	実施	実施	実施	※R7、発達障がい、R6発達障がい、R5聴力障がい
学校教育における手話への理解の促進に対する取り組み	3	3	4	10	9	7	出前講座実施件数 ※R7はR7.12未現在
企業・一般向け手話出前講座の実施	0	0	4	6	8	3	出前講座実施件数 ※R7はR7.12未現在

2. 手話による意思疎通及び情報の取得をしやすい環境づくりを図ります（条例第7条第1項第2号）

事業名	R2	R3	R4	R5	R6	R7	備考
手話通訳者の派遣事業の実施	97	108	144	63	52	45	派遣件数 ※R7はR7.12未現在
意思疎通支援広域派遣事業における北海道との連携	1	0	3	0	0	0	連携件数
市職員向け手話講習会の実施	94	79	176	148	111	393	受講者実人数 ※R7はR7.12未現在
職員向け救急要請対応手話講習会の実施	47	53	34	55	37	22	受講者実人数

3. 手話通訳者の確保、養成等に努めます(条例第7条第1項第3号)

事業名	R2	R3	R4	R5	R6	R7	備考
専任手話通訳者の設置	実施	実施	実施	実施	実施	実施	1名設置※R6は10月から
手話奉仕員養成講座の実施	-	-	実施 (初級)	実施 (中級)	実施 (初級)	実施 (中級)	R2、R3新型コロナ感染拡大のため中止、代替事業「手話体験会」実施
登録手話通訳者推薦審査の実施	-	実施	-	実施	-	-	R3およびR5に1名受験し合格
登録手話通訳者研修の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
登録意思疎通支援者頸肩腕健診の受診機会の提供	実施	実施	実施	実施	実施	実施	R4要約筆記者にも対象拡大
手話通訳者養成講座受講者に対する助成	-	1	1	1	-	-	助成件数
手話奉仕員養成講師研修会受講者に対する助成	実施	-	実施	-	実施	実施	R3に1名受講し、参加費無料のため助成なし

(1)障がい福祉施策における重点事項について

---

③障がい者差別解消法及び障がい理解の普及事業  
について



## 令和7年度 差別解消法及び障がい理解の普及事業 年間スケジュール

月	差別解消法の普及	障がい理解の普及
4月		・4月2日 世界自閉症啓発デー(広報誌・ポスター掲示による啓発) ・4月2～8日 発達障害啓発週間(広報誌・ポスター掲示による啓発)
5月	・5月27日 自立支援協議会差別解消支援地域協議会	
6月	・6月18日 差別解消法新人職員研修	
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		障がい理解促進講演会
12月		・12月3～9日 障害者週間(広報誌・ポスター掲示による啓発)
1月		
2月		
3月	差別解消新任管理職研修	

(差別に関する相談等の情報の共有 随時)

自立支援協議会理解促進部会 協議

(ヘルプマークの配布 随時)

# 令和7年度 恵庭市理解促進講演会 結果概要

日時：令和7年10月23日（木）18：30～20：30

会場：恵庭市市民会館 大会議室

※出席者 69名

1. 開会
2. 挨拶 恵庭市保健福祉部障がい福祉課長 佐藤 和彦
3. テーマ 「加藤潔先生から学ぶ 発達障がいの支援  
～強度行動障がいがあっても～」

講師 加藤 潔氏  
(社会福祉法人はるにれの里 理事長)

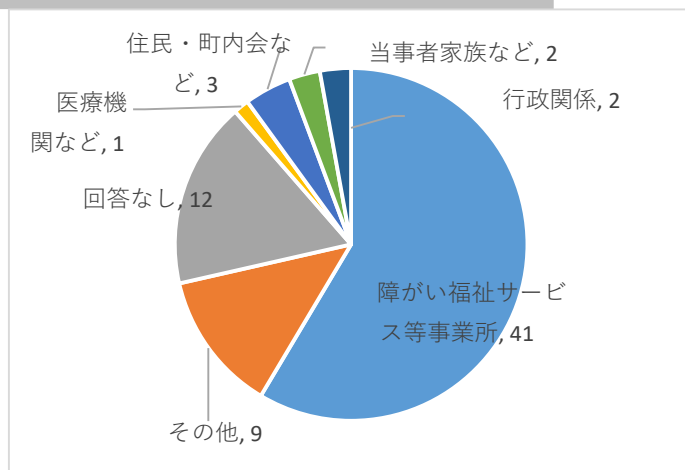
4. 閉会

講演会様子



## Q1 あなたの所属はどちらですか？

障がい福祉サービス等事業所	41
行政関係	2
当事者家族など	2
医療機関など	1
住民・町内会など	3
その他	12
認定こども園教諭	2
民生委員	1
学童支援員	1
幼稚園	2
学童クラブ	1
放課後等児童ディサービス	1
その他	1
回答なし	12



## Q2 発達障がいや自閉症、強度行動障がいについて理解できましたか？

<input type="checkbox"/> はい	54
<input type="checkbox"/> いいえ	0
<input type="checkbox"/> わからない	0
<input type="checkbox"/> 不明	4

## Q3 特に印象に残ったことなどがあれば、記入してください

概要：

**発達障害への理解：**

講演を通じて、GERO理論やUKON理論について皆さんは大変興味があり、理解が深まった。

**支援の必要性：**

シミュレーションの具体例を示すことよって重要性が分かり、それが本人の特性を把握することにつながるということが大切である。

**周囲の理解**

本人を変えるより、環境を整える、変えることの大切さを学んだ。

**今後の要望：**

より具体的な事例や、専門家からの情報提供を求める声がありました。

個別意見：

- 障がいを抱える方はストレスをコントロールすることが難しいので支援者がストレスになる対象を捉えて改善や調整することで不適正な行動を減らすことが出来る可能性があるということに特に印象に残りました。また自閉症などの発達障害を抱えている方のスケジュールの立て方などを現場でも大変活かせる内容でした。
- GERO理論のページを空白ではなく資料でほしかったです。とても楽しい講演でした。
- 本日のお話を職場に戻り、共有してより良い支援ができるように努力したいと感じました。
- GERO理論、他の障がいの方にも活用できそうと思いました。支援のヒントや今の支援で大丈夫と思えるもたくさん知りました。とても有意義な機会でした。
- 最後のこんなやつを面白がれる？でお話しして下さった「個性的な人」「変な人」が印象に残りました。ご本人は変わっていないのに見方が変われば変わるんだと考えさせられました。
- GERO・UKON理論 名前とはもかく(笑)わかりやすく取り組みやすそうだなと思いました。気になる子がいるので考えていきたいです。
- GERO理論最高でした！！障がい福祉で働き始めてまだ1年ですが、先日強度行動障がいの方にポコポコにやられました(笑)アザだらけでしたが、理解できました！！今回の話を聞けてスッキリしました！！もっと勉強したいと思いました！ありがとうございました。

- GERO理論
  - チーム作り、スタッフを育てることでの一貫性のある支援、パニック対応など
  - 初めて参加させていただきました。福祉の仕事にかかわることが初めてだったのでとても勉強になりました。仕事にも家族にも生かします！
  - 相手の状態を見て、まわりの環境を見たり、対応を考える点についてよりよいほうほうがあることを知れたので良かった。
  - 落ち着かせるように・・・と支援を考えていたが、子どもの未来が楽しくなるように考えることを大切にしていきたい。明日からも子どもたちの個性を面白がっていきます。
  - とてもわかりやすく2時間があっというまでした。
- 
- GERO理論 試してみます。楽しもうと考えます。スタッフにも自分が変わってみるというのでも促してみる。
  - 環境の大切さとGERO理論が面白かった。
  - 面白がれることが環境とその人を価値を変えらえるということ
  - アセスメントについて参考になりました。「今」に切り替える。大切ですね。
  - 環境要因を調整、これは支援者としてあらゆる利用者にとって重要なことだとわかりやすく教えていただきました。
  - ウコン理論！利用者さんたちだけではなくスタッフの心にも当てはまると思いました。本当に勉強になる話がいっぱいでした。
  - 狂の話は全て印象に残る話し方で分かりやすかったです。適応と順応について地震の対応を考える機会になりました。
  - 先生のトークすべて
  - GERO理論が印象に残りました。地元のネタが入っているのも面白かったです。
  - 不適応行動に焦点が当たってしまいがちだが、「なぜその行動をとったか」「その時にどのような状況だったのか」などを考え続けることが大切だと改めて学ぶことができた。普段からできる限りシミュレーションをしてから、利用者と関わるように努力しているが、これからも継続していこうと思った。
  - 本人への期待値を下げる。ゲロ&ウコン。パニックから一人で回復する。
  - お互いに苦しみの中に入ってしまうような感覚に陥る時があったが、先生のお話全体を通して気が少し楽になりました。ありがとうございます。
- 
- GERO理論。ストレスを下げる。標準的な支援。2名以上のスタッフが著しくおかしいと思った事象にポイントを置く。チームで支援。一番苦勞している人を孤立させない。良いチームはエガをがちらほら見える。片思いでもいい。シミュレーションが大事。順応より適応。
  - 楽しい講義で、明日からやってみようと思います。
  - 片思いの対応がいつ聞いてもいいなと思います。両想いになろうとしない、片思いでもいいじゃない。本当にそうですね。あとは「その人のことが分かったなんて思わない支援」経験を積み積むほど驕ってきってしまう部分があるのでその通りだなと思っていました。
  - 前向きな話がたくさん聞けて良かった。記録を一つに絞る。GERO理論
  - 口調に強さ、勢いがあり、脳を刺激される内容でした。豊富な経験に裏付けるお話だということが実感されました。本日の内容がすべて答えだとは思いませんが、確実に多くのヒントを得ることができたと思っています。ありがとうございました。
  - 今関わっている利用者に使ってみたいと思えることと自分自身も気を付けていきたいと思うことが多かったです。ありがとうございました。
  - 感じ方や考え方。
  - いろいろなたとえを使った講演派とて楽しくてわかりやすかった。
  - 障がい者の対応について色々感じるがありました。
  - 当人よりも環境を変えることが必要なんだ！支援は大切ですが、完璧を求めない。
  - 以前は、障がい児童支援の仕事をしていました。今回は子供の行動、環境にこれからのことが、不安になり、参加しました。先生のお話、楽しかったです。家族としてできることを整えたいと思います。「おもしろがる」愛があつていいなと思いました。
  - とてもユニークな話し方で面白く理解できました。
  - とても楽しい講演でした。本人が変わるのではなく、まわりが変わる。
  - わかりやすいお話で引き込まれ、あっという間の2時間でした。ありがとうございました。
  - 特性を把握するのがうまい人の特徴→シミュレーションができる具体例が分かりやすかった。
  - 支援者がチームを組む→3人目が来るかも。名言→ありがとう。BBQは続きを聞きたかった。
  - 環境を整えた方が楽。今日からビールは2本にします。

- ・ 行動には意味がある。常にそのことは念頭に置いて支援していますのでこの言葉をお聞きしてなんだかうれしくなりました。行動を止めよう、こちらの活動に参加させようはこちらが傲慢だったなとこちらの考え方や対応が変わる必要性、悪いところばかりに目が向きがちだけれど良いところを見つける、それを糸口にしていく、ストレスを下げていく、いろいろとできるところはあるなと思いました。私も長年ジャイアンツファンです。
- ・ 最後の「おもしろがる」毎日のサポートの中で相手とのやり取りのひとつひとつをもっともっとおもしろがりながらやっていこうと思います。自分の考え方を少し変えるだけで見方も変わるし、心も変わるのですね。
- ・ GERO理論参考にします。チームワークの大切さについて。落ち着いた後の支援があること。

#### Q4 今後の講演会で取り上げたいテーマや講師の方などの自由にご意見を記入ください

- ・ 大変勉強になりました。ありがとうございます。
- ・ このような学びの機会が多くあるととてもありがたいです。
- ・ 最初どうなるかと思いましたが、大変勉強になりました。チーム作りや支援に役立てていきたい
- ・ このようなお話と手話通訳を交えてたくさんやってほしい、ありがとうございました。
- ・ 継続して頑張ってください。
- ・ 経験が豊富な方の経験談や対応の仕方を学ぶ機会は、同じ職場の方から聞く回数が少ないため、貴重だったと思う。今後も行っていたきたい。
- ・ 通所系で行動が不適應な方を受け入れてくれるハードがある。または専門的に支援できる施設が少ないと思います。面白い、最高です。
- ・ 日中活動をする間、SSできるところが足りないと思います。充実をうたうのであれば必要かと思いました。
- ・ ありがとうございます。
- ・ 今、勉強中です。

資料 4

(2)障がい者相談支援センターの令和8年度からの  
運営について

---

## 「恵庭市障がい者相談支援事業（障がい者相談支援センター）」の 令和8年度からの運営について

### 1. 経緯

本事業は令和7年10月15日（水）の審査会と再公募による同年12月15日の審査会において受託予定者なしとなりました。

### 2. 本事業の目的

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障がい者等の権利擁護のための必要な援助を行うことが目的です。

### 3. 根拠

障害者総合支援法第77条第1項に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として位置づけられています。

### 4. 事業内容

恵庭市障がい者相談支援事業仕様書にある以下の事業。

- ① 相談支援事業
- ② 就労相談・就労支援事業
- ③ 障がい者虐待防止センター事業

### 5. 運営方法

市直営による事業実施とします。

### 6. 運営内容

- ① 組織体制 2.5人工
  - ・障がい者相談支援センター担当主査1人工
  - ・障がい者相談支援センター担当正職員（保健師）0.5人工
  - ・フルタイム会計年度任用職員（社会福祉士等）1人工
- ② 設置場所  
本庁舎2階障がい福祉課。
- ③ 設置期間  
令和8年4月1日から複数年を予定。
- ④ 予算  
556千円（報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）

### 7. その他

恵庭市基幹相談支援センターと連携して業務を行う。

資料 5

## 4.その他

---

## 障がい者相談支援事業による「恵庭市基幹相談支援センター」の設置について

### 1. 「恵庭市基幹相談支援センター」設置について

本市では恵庭市障がい者総合相談支援センターにおいて、相談支援機能強化事業として総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化の実施体制を継続してきましたが、障害者総合支援法の改正により令和6年4月1日から「基幹相談支援センター」の設置が市町村の努力義務となったことから、既存の障がい者総合相談支援センターを分割し、新たに「基幹相談支援センター」を設置します。

### 2. 基幹相談支援センターの役割

基幹相談支援センターは、障害福祉分野に関わる地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の虐待の防止等の援助、権利擁護のために必要な援助を行うとともに、関係機関のネットワークづくり及び地域づくりの役割を担います。

### 3. 設置方法

現在、令和7年度末までを期間として社会福法人恵庭光風会と委託契約を締結している「恵庭市障がい者相談支援事業委託業務」の仕様書を別表のとおり変更し、契約変更を行うことで設置します。なお、変更に伴う業務、人員、契約金額の変更はありません。





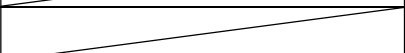
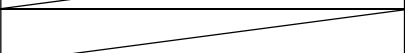
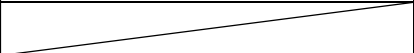
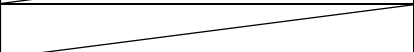
### 4. 設置日

令和7年11月1日

### 5. その他

恵庭市基幹相談支援センター事業実施要綱を策定し、必要な事項を定めて、設置の届出等を行います。また、福祉事業者や障がい者団体で構成している恵庭市障がい者地域自立支援協議会を通じて周知を行います。

## 別表

変 更 前		→	変 更 後	
1. 名称・機能				
障がい者総合相談支援センター		→	障がい者総合相談支援センター	基幹相談支援センター
2. 業務				
◎障がい者相談支援事業				
①福祉サービスの情報提供等	→	①福祉サービスの情報提供等		
②各種支援施策に関する助言指導		②各種支援施策に関する助言指導		
③社会生活力を高めるための支援		③社会生活力を高めるための支援		
④ピアカウンセリング		④ピアカウンセリング		
⑤権利擁護のために必要な援助		⑤権利擁護のために必要な援助		
⑥専門機関の紹介		⑥専門機関の紹介		
◎相談支援機能強化事業				
⑦相談支援事業者の指導助言	→		⑦相談支援事業者の指導助言	
⑧相談支援事業者の人材育成支援			⑧相談支援事業者の人材育成支援	
⑨自立支援協議会及び同部会の運営			⑨自立支援協議会及び同部会の運営	
⑩学校や企業等の情報収集等			⑩学校や企業等の情報収集等	
⑪住宅入居等支援事業			⑪住宅入居等支援事業	
◎就労相談・就労支援事業	→	就労相談・就労支援事業		
◎虐待防止センター	→	虐待防止センター		
3. 人員体制				
センター長 1 人区		→	センター長 1 人区	
----- 5 人区			2 人区	3 人区